

令和2年第4回美瑛町教育委員会議事録

1 開 会 令和2年3月23日 午後1時30分

2 出席委員 教育長 千葉茂美  
委員 二ツ川越子  
委員 小野寺晴紀  
委員 打本菜保子  
委員 小杉英紀

3 欠席委員 なし

4 説明員 管理課長 梶原祐治  
公民館長 栗原行可  
図書館長 山上修司  
管理課長補佐 三浦誠

5 議事内容

議案第1号 美瑛町立学校管理規則の一部改正について

議案第2号 美瑛町立学校運営協議会規則の一部改正について

議案第3号 美瑛町スクールバスの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

議案第4号 美瑛町学校体育施設開放事業に関する規則の一部改正について

議案第5号 美瑛町立学校長の人事異動の内申について

報告第1号 令和元年度美瑛町教育顕彰被表彰者の決定について

報告第2号 美瑛町立学校職員の人事異動について

報告第3号 美瑛町教育委員会事務局職員の人事異動について

※ 議案第5号及び報告第1号から第3号までは、人事案件のため非公開とする。

6 傍聴人 なし

7 審議結果

議案第1号 原案可決  
議案第2号 原案可決  
議案第3号 原案可決  
議案第4号 原案可決  
議案第5号 原案可決  
報告第1号 原案決定  
議案第2号 原案決定  
議案第3号 原案決定

8 閉 会 令和2年3月23日 午後2時12分

千葉教育長	ただいまから令和2年第4回教育委員会議を開会します。 本日の出席者は5名です。 次に、議事録の署名委員を会規則第25条により指名します。 議事録署名委員は二ツ川委員にお願いします。
千葉教育長	最初に、行政報告をいたします。 ～ 行政報告 ～
千葉教育長	質疑はありませんか。
教育委員	(「ありません。」の声)
千葉教育長	それでは議事に入ります。議案第1号令和元年度美瑛町教育表彰審議会への諮問について、事務局から説明をお願いします。
	議案第1号についてご説明を申し上げます。議案集は1頁2頁、別冊資料は1頁から3頁になります。この度の美瑛町立学校管理規則の一部改正につきましては、令和2年1月17日に告示された、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るため講ずべき措置に関する指針」に伴う趣旨に基づき、教職員の時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限について、町の規則において定めることとなったため、本規則の一部を改正するものです。なお、この改正に当たりましては、北海道においても条例及び規則の改正を行っており、市

<p>管理課長</p>	<p>町村教育委員会にも年度内の規則等の整備を行うよう、依頼があったものです。それでは議案を朗読いたします。</p> <p style="text-align: center;">～ 議案第1号を朗読する。～</p> <p>教職員が学校に在籍している時間から正規の勤務時間を差し引いた時間（勤務時間以外の時間）の上限を1ヶ月につき45時間、1年で360時間と定め、教職員の業務量の適切な管理を行うものです。また、特別の事情がある場合は、1ヶ月100時間、1年で720時間、6ヶ月の間で一月当たりの平均時間を80時間まで、1年のうち45時間を超えて業務を行う月数は6ヶ月までと規定するものです。この規則は、令和2年4月1日から施行するものです。これで議案第1号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>千葉教育長</p>	<p>それでは、質疑を受けたいと思います。</p> <p>質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。</p>
<p>教育委員</p>	<p>（「ありません。」の声）</p>
<p>千葉教育長</p>	<p>それでは、無いようですので、議案第1号については、原案のとおり決定いたしました。次に、議案第2号美瑛町学校運営協議会規則の一部改正について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>管理課長</p>	<p>それでは、議案第2号につきましてご説明を申し上げます。議案集は3頁、別冊資料は4頁から5頁になります。今回の学校運営協議会規則の一部改正については、平成29年に公布された地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律に基づき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、令和2年4月1日から施行されます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律に条ずれが生じ、同条を引用しているため規則の一部を改正するものです。それでは議案を朗読いたします。</p> <p style="text-align: center;">～ 議案第2号を朗読する。～</p> <p>なお、施行期日は令和2年4月1日であり、法の施行日となります。以上で、議案第1号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>

千葉教育長	<p>それでは、質疑を受けたいと思います。 質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。</p>
教育委員	<p>(「ありません。」の声)</p>
千葉教育長	<p>それでは、無いようですので、議案第2号については、原案のとおり決定いたしました。次に、議案第3号美瑛町スクールバスの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について、事務局から説明をお願いします。</p>
管理課長	<p>それでは、議案第3号につきましてご説明を申し上げます。議案集は4頁から8頁になります。スクールバスの美馬牛線と美田五稜線、置杵牛線及び水沢線の4路線につきまして、関係行政区長からの要望、また、令和2年度から美瑛東小学校の日課時間の変更により、運行時間の変更を行うものです。それでは議案を朗読いたします。</p> <p style="text-align: center;">～ 議案第3号を朗読する。～</p> <p style="text-align: center;">～別冊資料6頁から9頁に基づき変更点を説明する。～</p> <p>最後に附則になります。この規則は令和2年4月6日から施行されます。以上で、議案第1号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
千葉教育長	<p>それでは、質疑を受けたいと思います。 質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。</p>
教育委員	<p>(「ありません。」の声)</p>
千葉教育長	<p>それでは、無いようですので、議案第3号については、原案のとおり決定いたしました。次に、議案第4号美瑛町学校体育施設開放事業に関する規則の一部改正について、事務局から説明をお願いします。</p>
管理課長	<p>それでは、議案第4号につきましてご説明を申し上げます。議案集は9頁及び10頁、別冊資料は10頁から14頁になります。美瑛町学校体育施設開放事業は、学校教育に支障のない範囲で美瑛町内の小中学校の体育館を町民に利用いただき、美瑛町における社会体育の普及を図ることを目的として昭和52年に制定されました。現在、美瑛</p>

	<p>小学校、美瑛東小学校及び美瑛中学校においては、本事業により野球少年団やサッカー少年団、その他各種少年団活動やサークル活動に利用されています。一方で、美瑛町内の公共施設の使用料金については、昨年の消費税率の改正に併せ見直しが進められてきたところであり、また、町として、各種使用料は町の重要な財源として確保するよう方向性が示されたところです。このようなことから、学校開放事業校を利用する場合に、利用時間に応じて実費を徴するよう規則の一部を改正するものです。それでは議案を朗読いたします。</p> <p style="text-align: center;">～ 議案第4号を朗読する。～</p> <p>第4条では、学校開放事業を実施する学校と時間を各号で定めるものです。第6条から第12条は、条ずれ及び文言の修正です。第13条は、施設を利用する場合の実費負担額を定めるものです。5月～10月までの夏季については、1時間当たり1,000円、11月～4月までの冬季間は1時間当たり1,300円とする内容です。第14条及び第15条は文言の整理となります。3の施行期日ですが、令和2年4月1日するものです。以上で、議案第4号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
千葉教育長	これから質疑を行います。質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。
小杉委員	(「はい。」の声)
千葉教育長	はい、小杉委員。
小杉委員	現状としては、スポーツ少年団の体育館の利用が高いと思うのですが、そういった諸団体からも料金を徴収するという考え方なんでしょうか。
管理課長	(「はい」の声)
千葉教育長	はい、梶原課長。
管理課長	基本的にはそのような考え方でおりますが、令和2年度につきまし

	<p>は、コロナウイルスの関係もあるので、令和2年度中は料金を徴収せず、令和3年度以降の徴収方針について検討していきたいと考えています。学校開放のみならず、町民センターとか、ほかの公共施設もありますので、そちらと合わせたような形で進めていきたいと考えています。</p>
小杉委員	<p>(「はい」の声)</p>
千葉教育長	<p>はい、小杉委員。</p>
小杉委員	<p>この内容を見たら、時間千円ということで、何時間か使用した場合には四千元、五千元という金額になるので、各少年団が体育館を使うとなると、結構な負担になるのではないかなと思うのですが。今まで、夏100円冬は200円という金額が、実際に徴収されていたのか分からないのですが、金額があまりにも大きく跳ね上がったような気がするのです。他のスポーツセンター等との兼ね合いもあるのでしょうか。少年団関係については、ちょっと負担が大きくなるのかなという気がします。</p>
管理課長	<p>(「はい」の声)</p>
千葉教育長	<p>はい、梶原課長。</p>
管理課長	<p>金額につきましては、電気料等の実費負担ということで、その辺を計算させていただいており、この金額になったところです。また、スポーツセンターについても、一時間あたり2,400円であり、半面を使った場合は1,200円ということで、だいたい均衡はとれているのかなと思います。そういったご意見もいただきましたので、その辺は検討していきたいと思います。</p>
小杉委員	<p>(「はい」の声)</p>
千葉教育長	<p>はい、小杉委員。</p>
小杉委員	<p>スポーツセンターは、今までもこの金額だったのでしょうか。</p>
公民館長	<p>(「はい」の声)</p>
千葉教育長	<p>はい栗原公民館長。</p>
栗原公民館長	<p>スポーツセンターについては、基本的に条例上は全て有料施設であります。これまでは町民利用については免除し、町外の利用は条例</p>

	<p>に基づく金額を負担いただいております。ただ、スポーツセンターは平成18年に建設して、町民は確か1人100円いただいていたんですが、町民センター改修した際に町民センターの利用料についても議論があり免除という形になった時に合わせて、町民利用ということを考えれば、スポーツセンターも免除ということで、平成18年以降は免除という形の扱になっています。今の管理課長が言われたとおり、令和2年度についても免除という形になっておりますけども、プールも町民については免除という形であり、4月から指定管理になりますけども免除となります。ただ、令和3年度以降については、町の施設、体育施設のみならず、保健センターや福祉センターなどがありますが、その全体の見直しをするということで、令和2年度は、町全体で検討していくということになっております。</p>
<p>千葉教育長</p>	<p>ほかに質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、議案第4号については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>この後、議案第5号以降については、非公開として取り進めます。よろしく申し上げます。</p>
<p>千葉教育長</p>	<p>それでは令和2年第4回美瑛町教育委員会議を閉会します。</p>

